

山元町監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により、令和7年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年12月1日

山元町監査委員 齋藤 忠裕
山元町監査委員 竹内 和彦

令和7年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により下記のとおり報告します。

なお、本監査は山元町監査基準に準拠して実施しました。

記

1 監査実施時期及び対象課等

月 日	対 象
11月17日（月）	企画財政課、会計課、デジタル政策推進課
11月18日（火）	総務課・選挙管理委員会・消防団、税務課、つばめの杜保育所・こどもセンター・こども家庭センター、子育て定住推進課、町民生活課
11月19日（水）	地域福祉課、健康推進課、生涯学習課、山下地域交流センター、坂元支所・坂元地域交流センター、中央公民館
11月20日（木）	坂元小学校、山下第二小学校、山下第一小学校、山下小学校、山元中学校
11月21日（金）	教育総務課、議会事務局・監査委員事務局

2 監査の実施内容及び着眼点

職員が「行政」「財政」に関する現状分析をどのような認識で捉え職務を全うしているかについて、次に掲げることがを主眼とし関係責任者等から説明を受け、質疑及び現地確認により監査を実施した。

- (1) 前回の監査で指導及び指摘した事項は改善されたか。
- (2) 監査時点で予算の執行は、計画的かつ効率的に執行されているか。
- (3) 事務処理は能率的・効率的に行われていたか。
- (4) 各種証拠書類等の整理は適正に行われているか。
- (5) 各課等間の連携・整合性がとれているか。
- (6) 小・中学校理科教育に関する薬品（毒物・劇物・その他薬品）については、昨年の定期監査において、学習指導要領等に基づき適切な管理を行うよう各校に問題提起しているが、その後どのように改善されているか。

3 前回の指摘事項

なし

4 監査の結果

事務処理等については概ね適正に執行されていると認められた。

なお、重大な指摘事項は特にないが、次の点について留意されたい。

- (1) 前回問題提起した小・中学校の理科薬品の管理状態については概ね良好であり、担当課の行き届いた指導のもと、薬品管理台帳の記載方法も改善されたことを確認した。引き続き、現在進められている再編小学校などを念頭に、小学校間で使用する薬品管理台帳の書式とそれに基づく責任者の確認方法等を含めた運用を統一するなど、早期に標準化されることを望む。
また、備品台帳に関し、取得から廃棄まで一貫した記録が求められるが、掲載基準等に不統一な点が散見された。これらのことを踏まえ、教育関係機関はもとより、全庁的に統一性を図るべく基準の再確認を求めたい。
- (2) 一連の予算執行手続きにおいて、伝票の起票誤りなどが見受けられ、最終的な取りまとめを行う担当課に大きなしわ寄せが生じていることから、職員全体に定期的な注意喚起を行うとともに、理解不足に伴う事務ミスなどに繋がらないよう、日頃から財務規則等の関係法令等に照らす習慣を身に着けるなど、適切な予算管理が図れるよう努められたい。
- (3) 令和6年度の実績等に基づき、職員の時間外勤務の現状を確認した。部署的に、あるいは個人的に時間外勤務の時間数が特に多いという実態が確認されたことから、労務管理の強化を改めて要請する。
- (4) 今回の定期監査を通じ、各課の丁寧な対応により、提出資料に表れない部分についても、随所で前年度との違いが説明され、全体として説明力が向上していることを実感したところである。来年度の決算監査に向けた取り組みとなるが、予算第一主義を保持しつつ、前年実績対比も重要視していきたいと考えることから、今後の資料提出にあたっては、可能な範囲で資料に前年度の数値を盛り込むことを求め、もって時代の変化を読み解く意識を醸成し、分析力が強化されることを切に望みたい。